平成２４年（フ）第６２１６号
大阪府八尾市恩智北町４丁目120番地
破産者　井上　敬一
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３４２号
大阪市東住吉区東田辺２丁目25―15　東文化２階、住民票上の住所滋賀県大津市梅林１丁目２番22号
破産者　杉本運送こと　杉本　一造
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３５５号
大阪市平野区長吉川辺３丁目15番18―404号
破産者　十川美由紀（旧姓澤近）
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３６５号
大阪府吹田市竹見台４丁目６番Ａ１―1007号
破産者　オートトレーダー大阪こと　上岡　重夫
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６号
大阪府柏原市大字高井田1594番地の５
破産者　根本　弘子
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１００７号
堺市美原区さつき野東２丁目５番地16、前住所堺市美原区平尾281番地10
破産者　椎葉　哲士
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０８５号
堺市美原区さつき野東２丁目５番地16、前住所堺市美原区平尾281番地10
破産者　椎葉　克美
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１０７号
大阪府柏原市太平寺１丁目13番14号
破産者　久保みや子
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２５２号
堺市中区土師町３丁34番24―107号
破産者　椿　　孝紀
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２８０号
堺市北区常磐町３丁16番地５　ルミエール常磐102号
破産者　中田　健一
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８８号
北海道網走郡美幌町字東一条北３丁目15番地の２
破産者　田中　悦郎
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第８９号
北海道北見市泉町２丁目６番７号
破産者　長谷　俊也
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第７４２号
仙台市青葉区錦町１丁目４番５―1106号
破産者　橋本　武之
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５３号
岩手県北上市北鬼柳23地割38番地１　フィールド・グローリー104号
破産者　太田　文雄
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第１１５１号
横浜市南区日枝町２丁目48番地　宮川ビル501号、開始決定時の住所横浜市南区榎町１丁目24番地１　ナイスアーバンプラザ横浜蒔田201号
破産者　佐藤恵理子
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１５２号
横浜市南区日枝町２丁目48番地　宮川ビル501号、開始決定時の住所横浜市南区榎町１丁目24番地１　ナイスアーバンプラザ横浜蒔田201号
破産者　佐藤　清勝
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２４７号
横浜市青葉区あざみ野２丁目31番地16
破産者　出雲　秀二
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３８７号
横浜市神奈川区三ツ沢下町10番56号
破産者　椿山　和典
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部